

山形県中高一貫教育校設置構想

平成21年6月

山形県教育委員会

目 次

はじめに	1
1 中高一貫教育の概要	
(1) 中高一貫教育の制度	2
(2) 中高一貫教育校の設置形態及び特色	2
2 新たな中高一貫教育校の設置構想	
(1) 基本的な考え方	4
(2) 新たに設置する中高一貫教育校のすがた	5
(3) 導入に向けて	7

<資料>

- 資料1 本県のこれまでの経過
- 資料2 連携型中高一貫教育校の実践
- 資料3 連携型中高一貫教育校の成果・課題・在り方
- 資料4 各都道府県等における中高一貫教育校の設置・検討状況
- 資料5 中高一貫教育に係る庁内検討委員会 設置要綱

はじめに

中高一貫教育は、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会を選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現を目指すものとして、平成11年4月から制度化されています。平成20年4月現在、全国で334校が整備されています。

本県においては、平成10・11年度に文部科学省の委嘱を受けて中高一貫教育実践研究を行いました。そして、平成13年度に、金山地区・小国地区において連携型中高一貫教育校を導入し、それぞれの地区で中学校と高等学校が連携し、授業や学校行事を通して交流を深めたり、地域からの支援を受けながら地域学習に取り組むなど、特色ある教育活動を展開してきています。

県教育委員会は、平成17年3月に「県立高校教育改革実施計画」を策定し、この中で、併設型中高一貫教育校や中等教育学校の設置の可能性について調査研究を行うことなどを示しました。

この計画に基づき、平成19年2月に、本県にふさわしい中高一貫教育の在り方を検討するため、「山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討委員会」を設置しました。この委員会では、本県における連携型中高一貫教育校の成果や課題について検証するとともに、併設型中高一貫教育校や中等教育学校の設置の可能性について具体的な検討を重ねていただき、平成20年1月に検討のまとめとして、連携型中高一貫教育校の新たな設置については慎重に検討する必要があること、併設型中高一貫教育校及び中等教育学校については、積極的に導入することが望ましいとの報告書を提出していただきました。

この報告書を受けて、県教育委員会では、先進校を訪問し、そこで実践されている取組みや課題などを参考にしながら、本県における中高一貫教育の意義や設置に当たっての基本的な考え方などについて具体的に検討し、「山形県中高一貫教育校設置構想」としてまとめたものであります。

今後、本構想に基づき、中高一貫教育を推進してまいりたいと考えておりますので、関係各位には一層の御理解と御協力をお願いいたします。

平成21年6月

山形県教育委員会教育長 山口 常 夫

1 中高一貫教育の概要

(1) 中高一貫教育の制度

従来の中学校・高等学校の制度に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会をも選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現を目指すものとして、中央教育審議会第二次答申（平成9年6月）の提言を受けて、「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成10年6月に成立し、平成11年4月から、中高一貫教育を選択的に導入することが可能となった。

平成13年1月に策定された文部科学省の「21世紀教育新生プラン」において「当面、高等学校の通学範囲(全国で500程度)に少なくとも1校整備されること」との整備目標が示されている。

(2) 中高一貫教育校の設置形態及び特色

ア 中等教育学校

一つの学校として、6年間一体的に中高一貫教育を行うもの。6年間の課程は、前期課程(3年)と後期課程(3年)に区分される。原則として生徒集団が同一メンバーに固定される。

公立の中等教育学校への入学については、学力検査を行わない。

教育課程の基準は、基本的には、前期課程は中学校の学習指導要領が、後期課程は高等学校の学習指導要領がそれぞれ準用されるが、中学校の段階で選択教科をより幅広く導入することができること、前期課程と後期課程の指導内容の一部を入れ替えて指導することができることなどを内容とする特例が設けられている。

イ 併設型中高一貫教育校

中等教育学校より緩やかな設置形態であり、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの。

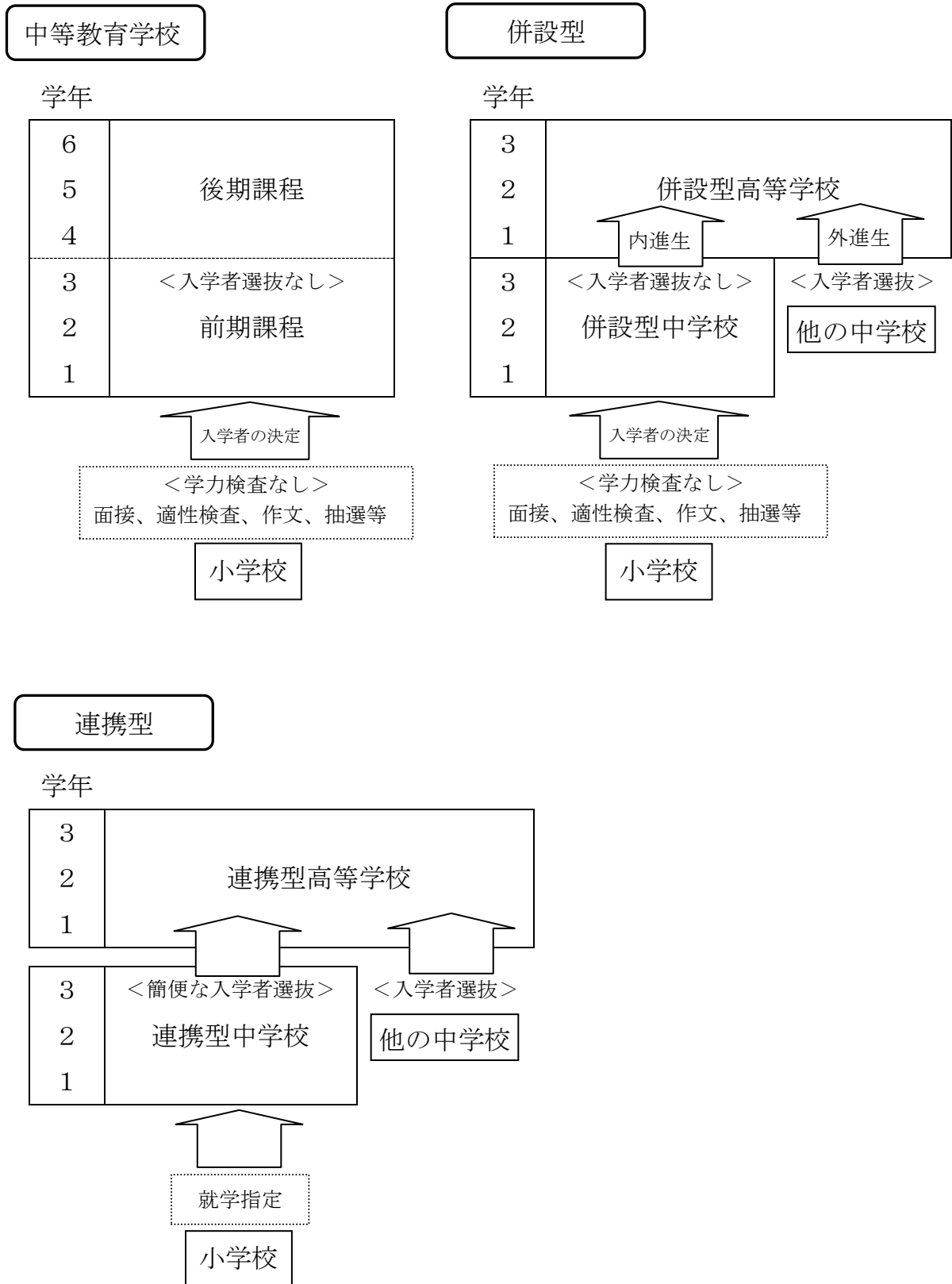
公立の併設型中学校への入学については、学力検査を行わない。また、併設型高等学校においては、併設型中学校から入学する生徒については、入学者選抜を行わない。

中等教育学校と同様の教育課程の基準の特例が設けられている。

ウ 連携型中高一貫教育校

既存の市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者による中学

校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等で連携を深める形で中高一貫教育を実施するもの。施設面の課題が少なく、比較的容易に導入できる。現在、金山地区、小国地区で実践されている。



2 新たな中高一貫教育校の設置構想

(1) 基本的な考え方

中等教育(中学校及び高等学校教育)における学校制度の複線化・多様化を実現する観点から、新たな中高一貫教育校を設置する。

設置形態については、検討委員会から提出された報告書(平成20年1月)に次のように示されている。

本来の中高一貫教育の趣旨である6年間の計画的・継続的な教育活動を最も効果的に展開でき、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かい指導が期待できることから、中等教育学校の導入を基本とすることが望ましい。

ただし、中等教育学校に準じた教育効果が期待できることに加え、高等学校から入学する生徒(外進生)により、固定化しやすい人間関係を緩和することができるなどの利点もあることから、併設型中高一貫教育校の選択も視野に入れておく必要がある。

本県では、「県立高校教育改革実施計画」に基づき、教育機能の維持・向上の観点から、高等学校の適正な学校規模(1学年当たり4学級から8学級)の確保を図っている。

中等教育学校は、1学年の学級数が6年間固定されており、適正な学校規模を確保すれば、前期課程(中学校)の学級数が1学年4学級から8学級となり、既存の中学校に与える影響は小さくないと考えられる。

それに対して、併設型中高一貫教育校は、高等学校の適正な学校規模を確保するとともに、既存の中学校への影響に配慮した併設型中学校の学校規模とすることが可能である。

また、他県において、中高一貫教育校の設置から6年が経過し、その成果が明らかになってきた反面、中等教育学校では、入学後の進路変更の問題、中だるみへの対応という新たな課題も指摘されている。

以上のことから、中等教育学校よりも柔軟な形態である**併設型中高一貫教育校**の設置を基本とする。

ア 6年間の計画的・継続的な教育活動

高等学校入学者選抜の影響を受けることなく、安定した環境の中で学校生活を送ることができるとともに、6年間の計画的・継続的な教育活動が展開でき、

効果的な一貫した教育が可能になる。また、6年間にわたり生徒を継続的に把握し理解することにより生徒の個性を伸長することや、才能の発見がより一層可能になる。

イ 進路選択肢の拡大

少子化、国際化、情報化などの社会の変化とともに、生徒や保護者の興味・関心、進路希望等に対する考え方などが多様化している。その中で、生徒や保護者に対し、従来の中学校・高等学校に加えて、6年間の中高一貫教育を選択する機会を広げることができ、多様なニーズに応えることができる。

ウ 幅広い年齢集団による豊かな人間性の育成

幅広い年齢集団の中で、先輩・後輩を意識しながら他者と向き合うことは、人間形成の場として意義が深く、学校行事、生徒会活動、部活動、ボランティア活動などを通じ、社会性や豊かな人間性を育成することができる。

(2) 新たに設置する中高一貫教育校のすがた

ア 設置場所及び通学区域(学区)

当面、内陸地区と庄内地区にモデル校を設置し、実践を検証した上で、将来的には、県内4学区への設置を検討する。なお、寄宿舎は設置しない。

モデル校の設置場所は、広域的に入学者を確保する観点から交通の利便性のよい場所であり、かつ、既存の中学校の生徒数等への影響が極力小さい場所とする。

また、モデル校の学区については、県内すべての児童生徒が選択できるように、県内一円とする。

イ 学校規模

様々な教育活動をより効果的に行うためには、ある程度の学校規模での切磋琢磨が必要であることから、併設型中学校の学校規模は1学年2学級～3学級、併設型高等学校の学校規模は1学年4学級～6学級とする。

ウ 目指す学校像

- a 子どもたちが幅広い年齢集団の中で試行錯誤し、体験の積み重ね等を通して、個性や創造性を存分に伸ばすことができる学校

- b 基礎的学力の充実を基盤とし、専門性の深化・高度化を図る探究的な学習活動を実現する学校
- c 子どもたちが描く将来の希望と6年間の学びとが直結する学校
- d 教師が子どもとじっくり向き合い、きめ細かい教育を実践する学校

エ 育てる生徒像

- a 社会に貢献するという強い意思を持って、自分の進路を選択し、独り立ちできる人間
- b 自分の選択した分野でリーダーシップを発揮し、温かい心を持って未来の山形を切り拓く人間

オ 教育方針

- a 豊かな体験を通して、3・3制(従来の中学校・高等学校)で伸ばしきれていない生徒の個性・能力を伸長する
- b 「知る」楽しさ、「わかる」喜び、「知識を活用する」面白さを伝える
- c なりたい自分を実現するために、自分の未来を切り拓く「学力」をつける

(多様な教育内容・活動の例)

- ① 自ら設定した課題について調査・分析し、計画を立て、結果を整理・発表する活動を通して、自ら考え、主体的に判断し、課題をよりよく解決する能力を育成する。
- ② 英語の時間数を増加し、スピーチコンテストやプレゼンテーションなどを積極的に取り入れ、書く力や話す力を育成する。また、海外研修旅行により実践的なコミュニケーション能力を育成する。
- ③ 大学・研究機関と連携した課題研究や、地域の企業・人材などを積極的に活用した体験活動等を通して、個性の伸長を図るとともに主体的に進路を選択する能力や態度を高める。
- ④ 高校生による中学生に対する日常的な学習補助、中学校・高等学校合同の地域活動など、幅広い年齢集団による交流活動により、おもいやりの心や豊かな人間性・社会性を育成する。
- ⑤ 中学校・高等学校教員が、授業や部活動で相互に連携する中で、教育観や指導方法を共有し、生徒一人ひとりの個性を育成する。

カ 設置学科

小学校卒業段階において、将来の職業に大きな影響を与える決定をすることには困難を伴うと考えられることから、高校卒業後の進路選択の幅が広い普通科を基本とする。

また、生徒の興味・関心に応じて柔軟な教育課程の編成が可能となるように、単位制などの活用も検討する。

キ 設置時期

早期の設置に努める。

(3) 導入に向けて

ア 積極的な情報提供

小学生が自分の将来を見据えて中学校を選択することから、導入に当たっては、わかりやすいリーフレットを作成し配布する他、説明会やオリエンテーションなどを開催し、児童、保護者が選択しやすいようにする。

また、中高一貫教育に対する理解を促進するため、県のホームページへ掲載するなど積極的に情報を提供する。

イ 入学者の決定

小学校からの入学者の決定に当たっては、受験競争の低年齢化を招くことがないように十分に配慮し、面接、作文、調査書、適性検査、抽選などを適切に組み合わせ実施する。

ウ 関係市町村との連携・協議

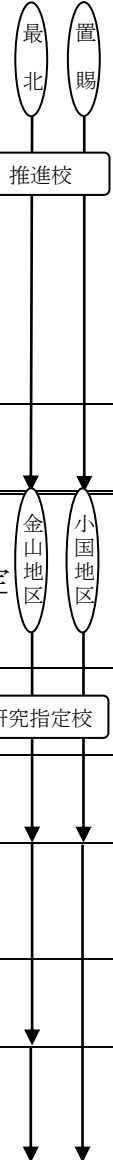
設置に当たっては、県内の市町村教育委員会との連携が不可欠であり、事前の連絡・協議を十分に行い、協力を得ながら進める必要がある。また、小学校・中学校の職員及び関係機関に対し、研修会や説明会を開催する。

エ 他機関との連携

新たなカリキュラムや指導方法については、県教育センターや山形大学・教職大学院、その他の研究機関等と連携しながら、中学校教員と高等学校教員が共同して研究・開発・実践を進め、その成果を県内各中学校・高等学校に発信していく。

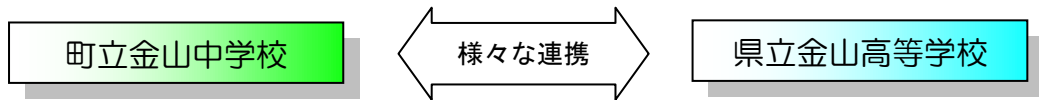
本県のこれまでの経過

年度	経過
平成9年度	6月 中央教育審議会第二次答申(中高一貫教育の選択的導入) 9月 教育庁内に「中高一貫プロジェクト会議」設置
平成10年度	4月 中高一貫教育実践研究(文部省委嘱) 5月 中高一貫教育研究会議設置 10月 4校を実践研究協力校に指定(理論的な研究の開始) [最北] 町立金山中学校・県立金山高等学校 [置賜] 町立小国中学校・県立小国高等学校
平成11年度	4月 中高一貫教育推進校(改称) 1月 連携型の13年度導入を公表 [最北] 町立金山中学校・県立金山高等学校 [置賜] 町立小国中学校・町立白沼中学校 町立叶水中学校・町立玉川中学校 町立小玉川中学校・町立北部中学校 県立小国高等学校
平成12年度	<実践研究(推進校)>
平成13年度	4月 金山地区・小国地区で連携型中高一貫教育開始 □ 金山地区・小国地区が研究開発学校(中高一貫教育)指定 3月 連携型入学者選抜の実施
平成14年度	<実践研究(研究指定校)>
平成15年度	<実践研究(研究指定校)>
平成16年度	□ 小国地区が研究開発学校(小中高一貫教育)指定 □ 金山地区が中高一貫教育改善充実研究事業指定
平成17年度	<実践研究(研究指定校)>
平成18年度	□ 金山地区が中高一貫教育改善充実研究事業指定 2月 「山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討委員会」設置
平成19年度	1月 「山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討委員会」報告



連携型中高一貫教育校の実践

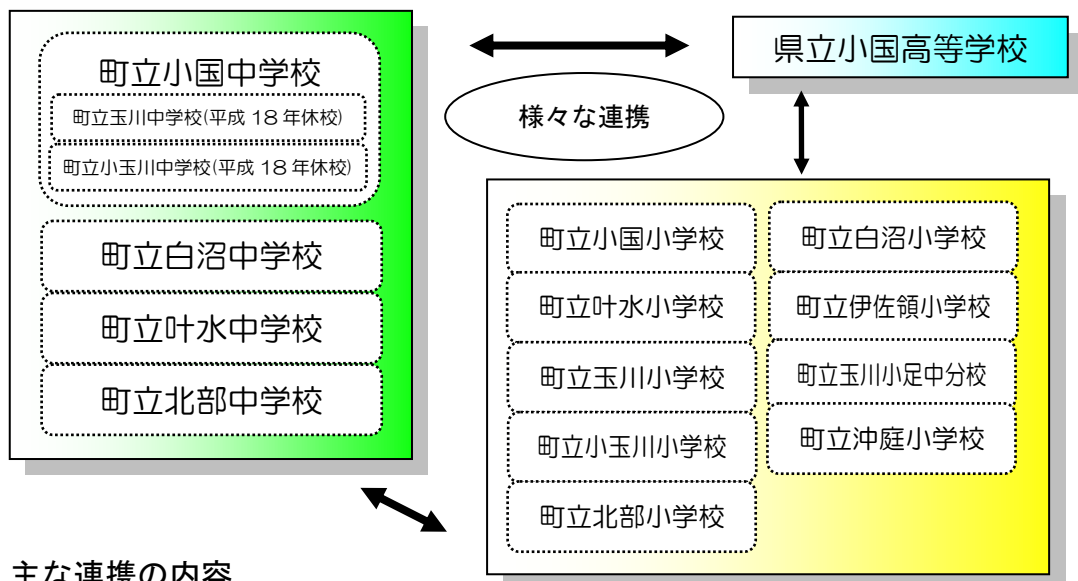
ア 金山地区(中高の連携)の実践



主な連携の内容

- ・ 学習内容の接続……………国際理解教育・情報教育
- ・ 地域学習 ……………地域文化や産業について研究する「最上学」(中学校)・卒業研究(高等学校)
- ・ 地域連携 ……………地域に住む各分野の達人から技能や知識を学ぶ「金山タイム」の設定等
- ・ 教員の交流 ……………中学校・高等学校相互の授業に参加

イ 小国地区(小中高の連携)の実践



主な連携の内容

- ・ 学習内容の接続……………特設教科「国際・情報」(中学校)⇒学校設定科目「英会話」「パソコン」(高等学校)
- ・ 地域学習 ……………「白い森学習」の実践
- ・ 交流 ……………「授業参観」・「交流授業」(教員)、全小中高をあげての地域行事への参加等

ウ 連携型入学者選抜と「地域学習」

金山高等学校、小国高等学校は、ともに中学校で学習した地域学習のまとめを入学者選抜の資料としている。

連携型中高一貫教育校の成果

本県の連携型中高一貫教育校は、地域と学校が強い絆で結ばれており、地域全体で子どもたちを支えている。その連携活動を通して、次のような成果が認められる。

- ア 中学校と高等学校の交流授業を通して、生徒の学習への関心・意欲が高まっている。特に、中学生にとっては、互いの交流によって学力の向上が見られた。また、中学校と高等学校という校種を越えた生徒間の交流活動は生徒にとって社会性や人間性を育む上で有意義である。
- イ 中学校と高等学校の連携の柱となる地域学習を通して、生徒の地域への興味や関心が高まり、郷土愛や奉仕の精神が培われている。
- ウ 継続的な地域学習の実践及びその発表会、連携型入学者選抜による発表等を通じて、生徒のまとめる力や自己表現能力やコミュニケーション能力が高まっている。
- エ 連携する中学校と高等学校の教員による交流授業や合同研修会及び参観授業等により、生徒指導及び学習指導面に資する有益な情報交換・共有がなされている。

連携型中高一貫教育校の課題

本県の連携型中高一貫教育校は、学校が地域に深くかかわりを持ち、その郷土色を生かした地域学習などを実施し、学校と地域が一体となって成果を上げている。しかし、連携型の中学校・高等学校は設置者が異なることから、併設型中高一貫教育校や中等教育学校と比べると、6年間を見通した系統的な教育課程が組みにくい状況にある。

連携型中高一貫教育校の在り方

金山地区、小国地区ともに中高一貫教育に対する地域の理解が高く、様々な交流活動を通して、生徒の豊かな心を育成している。

また、地域の歴史や伝統文化、地域の産業などを学ぶことを通して、地域ぐるみで子どもたちの育成を図る実践は、評価できる内容が多く、他校でも実践できる活動は積極的に取り入れていくべきである。

今後の連携型中高一貫教育校の新たな設置については、前述の課題を踏まえ、慎重に検討する必要がある。

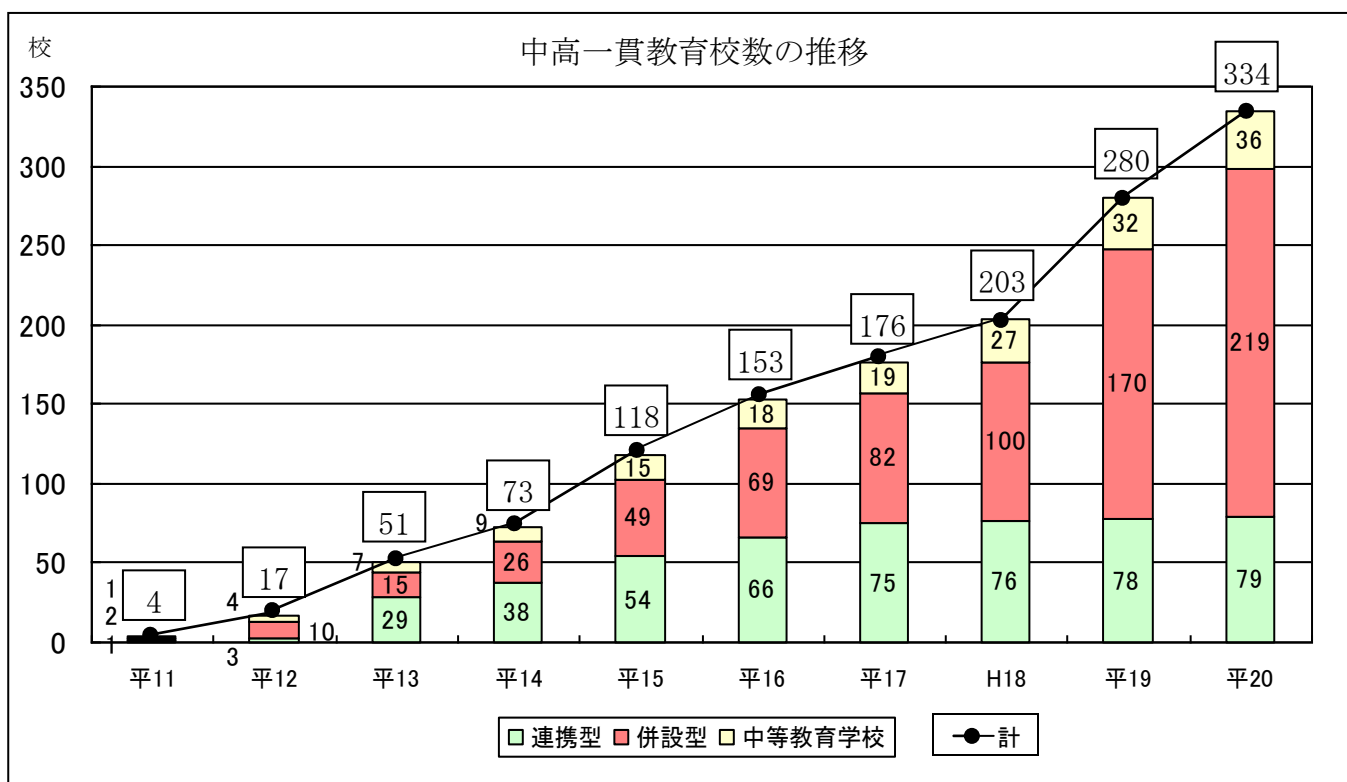
資料 4

各都道府県等における中高一貫教育校の設置・検討状況 (文部科学省)

1 設置状況 (平成 20 年 4 月現在)

設置校数 平成 19 年度 280 校 ⇒ 平成 20 年 334 校

平成 19 年度の 280 校と比較して 54 校増加 (連携型 1 校、併設型 49 校、中等教育学校 4 校) し、平成 20 年 4 月現在 334 校となっています。また、公立の中高一貫校が設置されている県は、43 都道府県であり、そのうち 39 都道府県においては、複数校が設置されています。



平成 20 年度の設置状況の内訳

区分	中等教育学校	併設型	連携型	計
公立	20 (17)	60 (55)	78 (77)	158 (149)
私立	13 (12)	158 (114)	1 (1)	172 (127)
国立	3 (3)	1 (1)	0 (0)	4 (4)
計	36 (32)	219 (170)	79 (78)	334 (280)

注 () 内は平成 19 年度の設置校数です。

2 平成 21 年度以降の設置予定

平成 21 年度以降に設置が予定されている中高一貫教育校は 31 校 (連携型 1 校、併設型 23 校、中等教育学校 8 校、設置形態未定 2 校) です。

3 中高一貫教育校の設置・検討状況

平成20年4月までに設置 334校

公立：157校	<p>○中等教育学校：20校 北海道、茨城県、群馬県、東京都3、東京都(千代田区)、新潟県6、兵庫県、山口県、愛媛県3、福岡県、宮崎県</p> <p>○併設型：60校 青森県、宮城県、秋田県2、秋田県(秋田市)、福島県、栃木県2、埼玉県、千葉県、東京都3、新潟県、石川県、山梨県(北杜市)、静岡県2、静岡県(沼津市)、滋賀県3、京都府2、兵庫県、和歌山県5、岡山県2、岡山県(岡山市)、広島県、広島県(福山市)、山口県、徳島県2、香川県2、高知県3、福岡県2、佐賀県4、長崎県2、大分県、宮崎県、鹿児島県(鹿児島市)、沖縄県、さいたま市、千葉市、京都市、大阪市、広島市</p> <p>○連携型：77校 北海道8、北海道(えりも町)、青森県2、岩手県2、宮城県、山形県2、福島県4、茨城県、群馬県3、埼玉県、千葉県、東京都6、石川県2、福井県4、岐阜県2、静岡県3、愛知県、三重県4、大阪府、奈良県、和歌山県2、島根県2、岡山県、広島県3、山口県2、徳島県2、高知県3、佐賀県、長崎県3、熊本県2、大分県、鹿児島県2、沖縄県3</p>
私立：172校	○中等教育学校：13校、併設型：158校、連携型：1校
国立：4校	○中等教育学校：3校、併設型：1
国立(中)・公立(副)： 1校	連携型：1校 和歌山県

注 ()は区立、市立、町立

平成21年度以降設置予定 31校

公立：17校	<p>○中等教育学校：7校 群馬県、東京都2、神奈川県2、仙台市、新潟市</p> <p>○併設型：10校 岩手県、宮城県、東京都2、滋賀県2、熊本県3、川崎市</p>
私立：13校	中等教育学校：1校、併設型：12校
国立：1校	連携型1校

中高一貫教育に係る庁内検討委員会 設置要綱

(目的)

第 1 条 「山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討委員会 報告書(平成 20 年 1 月)」を踏まえ、中高一貫教育校の新設について検討し、設置構想を策定するため、中高一貫教育に係る庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 検討委員会は別表 1 に掲げる委員で構成する。

- 2 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は会の議長を務める。
- 3 検討委員会に別表 2 に掲げる作業部会を設置する。

(召集)

第 3 条 検討委員会は委員長が招集する。

(事務局)

第 4 条 検討委員会の事務局は、高校教育課高校改革推進室において行う。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 20 日から施行する。

別表 1

中高一貫教育校設置に係る庁内検討委員会 委員

	職 名	氏 名
委員長	教育次長	渡部 泰山
副委員長	教育次長	真木 吉雄
委員	総務課長	長谷川潔美
〃	総務課施設整備主幹	樋口 將明
〃	総務課教育企画室長	井上 元治
〃	総務課教職員室長	飯野 恭伸
〃	総務課教職員室管理主幹	兼子健三郎
〃	義務教育課長	平田 裕
〃	高校教育課長	柳谷 豊彦
〃	スポーツ保健課長	遠藤 啓司

別表 2

中高一貫教育校に係る庁内検討委員会 作業部会員

	職 名	氏 名
部会長	高校教育課高校改革推進室長	田中 芳昭
部会員	総務課課長補佐(予算担当)	齊藤 洋一
〃	〃 課長補佐(学校施設担当)	矢萩 良信
〃	〃 教育企画室室長補佐	木村 和浩
〃	〃 教職員室室長補佐(小中管理担当)	阿部 善和
〃	〃 〃 室長補佐(高校管理担当)	菅間 裕晃
〃	義務教育課課長補佐(教育担当)	中井 義時
〃	高校教育課課長補佐(教育担当)	中山 英行
〃	スポーツ保健課課長補佐(学校体育・生涯スポーツ担当)	斎藤 和哉

	職 名	氏 名
事務局	高校教育課高校改革推進室長補佐	庄司 克
	〃 〃 高校改革専門員	板垣 巖
	〃 〃 高校改革主査	相澤 哲哉
	〃 〃 高校改革主査	長岡 靖之

